

## 国土交通省（港湾・空港・鉄道分野）実習生実施要領

### （趣旨）

第1 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。）の技術系学生・生徒（以下「学生」という。）を対象として、国土交通省において行う実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入場所、期間、手続き、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

### （実習の目的）

第2 本実習は、教育機関の学生を国土交通省において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、国土交通行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

### （実習の受入場所）

第3 実習の受入場所は、国土交通本省（霞が関）とする。ただし、現地視察時は霞が関以外の地域で活動することがある。

### （実習の期間）

第4 実習の期間は、実習生受入場所の実情により国土交通省が決定する。

### （実習生の受け入れ手続き）

第5 実習生の受け入れ手続き等については、次のとおりとする。

- （1）教育機関は、実習生として推薦する学生をとりまとめ、国土交通省に提出する。
- （2）国土交通省は、教育機関の推薦に基づき、受入れる学生を選考、決定し教育機関に通知する。当該学生への結果の通知は各教育機関において行う。
- （3）実習生の受入れにあたっては、教育機関と国土交通省との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結するものとする。
- （4）実習生は、実習開始前にサービス規律の遵守にかかる誓約書を事前に国土交通省に提出しなければならない。

### （指導員）

第6 実習生受入場所に指導員を設け、実習生の指導にあたる。

### （実習生のサービス等）

第7 実習生のサービス等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、国土交通省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、国土交通省の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に国土交通省の実習生受入担当者の承認を得なければならない。
- (6) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (8) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

(実習に係わる費用負担)

第8 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第9 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が国土交通省又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第10 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、国土交通省、教育機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。